

平成29年9月14日（木）

【司会（松本総括主査）】 定刻となりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第2回土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図となっております。資料1が、「生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方検討について」とタイトルがついております。資料2が、「今後のスケジュール（案）」となっております。最後に、参考資料としまして、第1回部会議事録をつけております。

漏れ等ございませんでしょうか。

本日、益田委員は、所用のためご欠席です。

それでは、議事にお入りいただきたくと存じます。平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 きょうは、どうもありがとうございます。前回に続きまして、土壤汚染対策のあり方検討ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、資料1は、前半部分が、この前の議論をもとに若干修正の入ったものが入っております。それから、9ページから、2、今後の課題というところでまとめさせていただいておりますので、環境審議会に上げる材料、あるいはその前のパブリックコメント等もございませぬので、本日は、前半部分と後半部分に分けて議論をさせていただきたいと思ひてございませぬ。

では、まず、前半部分のところから説明をお願ひできますか。

【事務局（倉内副主査）】 環境保全課化学物質対策グループの倉内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議題1につきまして、資料1を用いてご説明させていただきます。

では、1ページからごらんください。

第1回部会では、3ページ、4ページにございませぬA3両面にわたる表1に示すとおり、

次の5項目について、論点整理の案としてお示しし、ご審議をいただきました。

(1)として、改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方、(2)として、有害物質を使用する法・条例対象工場が操業中で、土壤汚染状況調査が猶予されている土地における同調査のあり方、(3)として、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方、(4)として、自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壤の措置のあり方、(5)として、その他の5項目になります。

これら5項目のうち、今後具体的な基準等が省令で定められることとなる(2)、(3)、(5)に掲げる事項については、国における検討の状況に応じまして今後検討することとし、今回は前半として、この5項目のうち、(1)にある「改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方」に掲げる4つの事項と、(5)その他に掲げる事項のうち、指定区域から汚染土壤を搬出する際の管理票に関する措置について、府域の状況等に関する記述を追加して、論点案として整理を行いました。

また、後半の部分を2とし、第1回部会におけるご指摘を踏まえ、府域の状況から見た土壤汚染対策に関する課題として、(4)に示す自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壤の措置のあり方に加え、新たに4つの事項について整理を行いました。

では、具体的な内容につきましては、5ページをごらんください。

まず、1とし、改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方につきましては、1つ目の事項として、土地の形質変更の届出・調査に関する規定について説明いたします。

今後の土壤汚染対策のあり方に係る中央環境審議会答申においては、汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行うためには、土地の形質変更の届出をして、調査命令を受けてから土壤汚染状況調査に着手するというこれまでの手続のほかに、前もって土壤汚染状況調査を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置づけるべき、とされました。

これを受け、改正法では、土地の形質変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の実施結果を提出できることとされました。

条例においては、法に定める土地の形質変更の届出に併せて、汚染状況の迅速・的確な把握のため、土地利用の履歴、有害物質の使用履歴、過去に行われた土壤汚染調査の実施結果などについて、知事への報告を義務づけており、報告の対象物質は、法に定める26

種の有害物質及びダイオキシン類の計 27 種としております。

法の土壤汚染状況調査は、指定調査機関が、調査対象の土地において、土壤汚染のおそれの区分や汚染の生じた位置を確定するために、土地利用の履歴、有害物質の使用履歴、過去に行われた土壤汚染調査の実施結果などを含む地歴調査を行い、土壤汚染のおそれの区分に従って試料採取等を実施するものです。

ただし、地歴調査によって汚染のおそれがないと判明した場合には、試料採取等を不要としております。

これら条例の報告内容と法の調査内容については、一番下の図 1 に示すとおりでございます。法の土壤汚染状況調査は、条例の土地の利用履歴等の報告の内容を全て含んでおります。

6 ページに行きまして、したがいまして、改正法に基づき土壤汚染状況調査の実施結果が提出される場合には、ダイオキシン類以外の対象物質について、条例に基づく報告と重複することとなります。このため、条例において、ダイオキシン類以外の対象物質について、改正法に基づき土壤汚染状況調査の実施結果が提出される場合には、条例に基づく報告を要しないものとするのが適当ではないか、としております。

2 つ目の事項としまして、有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定について説明いたします。

中央環境審議会答申では、法の有害物質使用施設における土壤汚染状況調査で、施設設置者の協力が得られない場合、使用されていた有害物質や使用場所などの特定に支障が生じる事例がある、とされました。

これを受け、改正法では、施設設置者は、施設で使用していた特定有害物質の種類などの情報を、土壤汚染状況調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとする、とされました。

条例においては、条例の有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定は設けておりません。

府域の状況としまして、法の有害物質使用施設を廃止した土地において、施設設置者と土地の所有者が異なる割合は約 5 割となっており、全国の約 3 割と比べて高くなっております。

また、条例の有害物質使用施設を廃止した土地において、施設設置者と土地の所有者が異なる割合も約 5 割あり、施設設置者の協力が得られず、使用されていた有害物質や使用

場所などの特定に支障が生じた事例がございます。

このため、条例において、条例の有害物質使用施設の設置者は、施設で使用していた有害物質の種類などの情報を、土壌汚染状況調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとする規定を設けることが適当ではないか、としております。

3つ目の事項として、区域指定に係る情報の把握に関する規定について説明いたします。

区域指定においては、周辺に飲用井戸がある場合、地下水の摂取等によるリスクの観点により要措置区域として指定されることから、中央環境審議会答申では、飲用井戸に関する情報など、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する情報収集を都道府県に促す規定を設けるべき、とされました。

このことを受け、改正法では、都道府県知事の土壌の汚染の状況に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に係る努力義務の対象に、人の健康被害の防止に関する情報が追加されました。

条例では、知事による土壌汚染や飲用井戸等に関する情報収集・提供等に関する規定は設けておりません。

府内の飲用井戸の所在は、各市町村において定期的な調査や水道法の届出情報などにより把握されております。

区域指定の際には、市町村と連携して、これらの情報や必要に応じて個別訪問や回覧によって飲用井戸の所在の有無を確認しており、飲用井戸に関する情報の収集について、現在、特に支障は生じておりません。

このため、知事による飲用井戸に関する情報など、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する情報収集・提供等については、改正法で措置される努力義務規定で足りるのではないかと整理をしております。

4つ目の事項としまして、区域指定の解除の情報に関する規定について説明いたします。

中央環境審議会答申では、区域指定が解除された場合には、措置済みの土地であることを明らかにするとともに、措置内容を閲覧可能とし、土壌汚染状況の把握を行う際に活用できるようにすべき、とされました。

このことを受け、改正法では、指定が解除された要措置地域・形質変更時要届出区域の台帳、いわゆる解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とすることとされました。

現在、解除台帳の記載事項については中央環境審議会において審議されており、平成30年4月1日に施行する事項としては、解除前の区域指定台帳の記載事項を転記するとと

もに、区域指定が解除された年月日、解除の理由となった汚染の除去等の措置の内容、措置により要措置区域が形質変更時要届出区域へ指定の変更がされた場合はその旨とすることが検討されております。

条例においては、法・条例に基づく区域指定が解除された区域の台帳を調製する規定は設けておりません。

府域におきましては、所管している29自治体のうち15自治体では、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるよう、法・条例に基づく区域指定の解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とする運用を行っております。

具体的に、大阪府での運用について、形質変更時要届出区域の例として、次のページの図2に示しております。

8ページの図2をごらんください。

解除前の区域指定台帳に、区域指定が解除された年月日、解除の理由となった汚染の除去等の措置の内容を記入した、図2に示すような解除台帳を調製し、閲覧可能としております。

府域において条例に基づく区域指定の解除の情報を統一化し、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるようにするため、条例において、指定が解除された要措置管理区域・要届出管理区域の解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とするものとする規定を設けることが適当ではないか、としております。

5つ目の事項としまして、指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票に関する措置について説明いたします。

廃棄物処理法のマニフェストなどについて、書面の保存にかえて、電磁的記録の保存ができる規定を定める法律の省令において、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌を搬出する際の管理票を追加する改正がされ、平成30年4月1日から施行されることとなっております。

条例では、法・条例に基づく汚染土壌を搬出する際の管理票の電磁的記録の保存に関する規定は設けておりません。

大阪府では、書面の保存にかえて、電磁的記録の保存ができる規定を定める条例を施行しており、循環型社会形成推進条例に定める産業廃棄物の保管施設に係る帳簿など、電磁的記録の保存ができる文書を公示して定めております。

事業者の保管に係る負担を軽減するために、条例に基づく汚染土壌を搬出する際の管理

票について、電磁的記録の保存ができるものとするのが適当ではないか、としております。

以上5つの事項について、論点案として整理を行いました。

以上が1つ目についてのご説明になります。よろしくお願いいたします。

**【平田部会長】** ありがとうございます。

府のほうでも2回に分けて施行するということですので、1回目は、法の大きな枠組みの論点からの事項になる。2つ目は、今、勝見先生も参加されている、私もそうですけれども、結構技術的な問題ですね。ここでも、すぐに問題になりますのは、調査の猶予をされている土地とか、あるいは操業中の土地の調査をどうするのかという話とか、非常に悩ましい問題が多々出てまいります。それは今検討中ということで、具体的話が出てまいりますので、そういうところは改めて改正をするということだと思います。今回は大きな枠組みの中で、国の法律と齟齬を来さないように合わせるという形ですね。そういうことで、(1)の①から④までが中心になるということでございます。

いかがでしょうか。順番に見ていきましょうか。

まず、5ページの(1)のところは、これは調査・届出に関する規定ということですね。これについて、いかがでしょうか。一番の論点はどこになりますか、大阪府では。

**【事務局（足立総括主査）】** 論点としましては、今回、新たに法で土壤汚染状況調査を前もって実施し、それを届出に併せて提出できるようになります。もともと条例では、土地の利用履歴報告を提出させますが、その中で過去の調査の結果等も含め報告いただく形になっていますので、法と条例の調査について重複するところがございます。そこを規定整備で整理すべきではないかという論点がございます。

**【平田部会長】** 大阪府は、ダイオキシンが入っているんですね。それで少し名前も変わっているというところがあると思うんですが、いかがでしょうか。

**【事務局（足立総括主査）】** 法と異なるところは、法の対象となっている26物質に加えて、ダイオキシンの履歴も報告いただくことになっております。26物質については、法の土壤汚染状況調査に、条例の土地の利用履歴の報告内容を全て含んでいるという関係になっております。

**【平田部会長】** 黒坂先生、どうでしょう、法律として見たときに。特に大きな問題ではないと思うんですが、全体の流れの中で、国の法律と条例とのすり合わせを行うということだと思います。

【黒坂委員】 重複するので、ダイオキシンに関してはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局（足立総括主査）】 ダイオキシンについては法の対象になってございませんので、これまでどおり、土地の利用履歴等の報告の中で、ダイオキシンについて報告をいただく形を引き続きとっていきたいと考えております。

【黒坂委員】 条例に記載するときに、ダイオキシン以外のところは条例に基づく報告を要しないということをわざわざ条例で書くということですが、そこを削除するということですか。

【事務局（足立総括主査）】 法の方でしっかり報告いただければ、例えばですが、それを省略することができるという規定を設けるような形になるのかと考えております。

【黒坂委員】 ダイオキシンのところだけ残るということですね。

【平田部会長】 国の場合はダイオキシンが入っていないから入れなければいけないということと、それから、26物質については国の法律があるから、それを適用すればいいと、ということでしたね。

【事務局（足立総括主査）】 法の届出に併せて調査の結果が報告されれば、そういった場合に限っては、例えば省略するという形が望ましいのではないかと考えております。

【平田部会長】 勝見先生、いかがですか。木元先生もよろしいでしょうか。

【木元委員】 はい。

【平田部会長】 2つ目の有害物質使用施設の調査への協力ということで、当然のことなんですけれども、なかなか難しい面も現場はあるんでしょうね。そういう意味で、きちんと情報を出してくださいという内容ですね。

特に、大阪府は、設置者と土地の所有者が違っているという割合が高いんですね。

【事務局（中戸課長補佐）】 5割です。

【平田部会長】 5割ですよ。違っているところで一番大きな問題は、情報が出てきにくいということですね。

【事務局（足立総括主査）】 廃止時に土地所有者に対して調査義務がかかりますので、設置者と土地所有者が異なる場合は、その両者の間でなかなか調整がうまくいかず、土壌汚染状況調査に協力が得られない場合があって、支障があるということで、こういった規定が法に設けられました。大阪府でも同じような事例がございますので、そういったところを問題点と考えております。

【平田部会長】 協力が得られないというよりも、わからない場合もありますよね。多分、わからない場合が多いと思うんですよね。

【事務局（足立総括主査）】 後ほど、また次のテーマの中で、設置者と土地所有者が異なる場合の情報の把握について、現状、課題を報告させていただこうと思いますが、その中でもご議論いただければと思います。

【平田部会長】 わかりました。また、契約のときにどういう土地利用をするんだということは普通、書き込んでいますよね。それでも難しいんですか。後で説明があるんでしょうけど。土地の所有者は、結局、土地を貸しているということですよ。

【事務局（片山環境保全課長）】 当然、賃貸借契約の中で利用目的なりということは記載があるんだと思うんですけど、その中で、例えば、いわゆる有害物質と言われるものをどこでどれだけ使うんだということまで必ずしも書かないといけないということではないと思います。なかなか實際上、土地所有者が把握できていない、把握ができないというケースもあるというのが実態じゃないかと思います。

【平田部会長】 また後で説明いただけるんですね。

【勝見委員】 この有害物質使用施設は設置者が設置するわけですよ。そのときには、何か行政的な手続というものはあるんですか。

【事務局（足立総括主査）】 別の法律でして、水質汚濁防止法とか、条例で対象とする施設を設置する場合は、構造とか配置図とか、設置時にそういう届出をしていただく形になっております。

【勝見委員】 一方でそういう届出をしていて、今回、特定有害物質使用施設を廃止するというときに、この情報だけでは足りないわけですね。

【事務局（足立総括主査）】 水質汚濁防止法に係る届出施設の設置時には行政に設置届を出していただきますが、あくまでも設置者に対しての指導でございますので、土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者までにはそういう情報を行政が伝える仕組みになってございません。

【勝見委員】 行政は部署が違って行政に出しているわけですよ、設置者は。

【事務局（片山環境保全課長）】 今、勝見先生がおっしゃっているのは、届出があるんだから、例えば大阪府はそのことを把握しているから、それを土地所有者に情報提供すれば足りるということですね。

【勝見委員】 それで何か助けにならないんですかということなんですけれども。それ



でもならないから、こういう問題点、論点が出てきているんだとは思いますがけれども。

【事務局（足立総括主査）】 1つの方法としてそういうやり方もあるかもしれませんが。その場合は、土地の登記簿等を調べて土地の所有者まで確認する必要があるのですが、そういったことを行政がこれからやっていくのかどうかというのも、おっしゃるとおり1つあるのかもしれないかなと考えております。

【勝見委員】 土地の所有者さんは、ご自分がお貸ししている土地が何を置いているかということをご存じないままお貸ししているという状態もあるということですね。

【事務局（足立総括主査）】 そういうケースもございます。

【勝見委員】 協力が得られずというのは、いろんなレベルがあるということですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 施設の設置時には水質汚濁防止法なり条例に基づいて設置届を出します。施設を廃止したら廃止届を出さないといけない。それで行政は把握するわけですが、知らないうちに廃業されていて、もうなくなっていたということもままあり得ますので、その場合については、その設置者と連絡をとるのが非常に難しいというケースも中にはございます。

それと、届出があったときに、その情報を土地所有者に提供することによってわかるんじゃないかということは、確かに先生おっしゃるとおりだと思いますけど、そのあたり、必ずしも全ての物質について確たるものが、本来はきちんとすべきであるんですけども、届出としてしっかり出てきているかどうかですね。あるいは、使っている施設と、それから保管している施設が実は別にあって、その間の経路としてどうなっているとか、そのあたりまで十分に実は把握できないケースもございますので、やはり設置者が直接、土地所有者とといいますか、指定調査機関に対して情報提供する中身というのは非常に重要になってくると考えています。

【平田部会長】 手続の順番なんですけど、水濁法は設置者が届けますよね。土地所有者は関係ないですよね。契約上、法令遵守のことは入っていると思うけれども、水濁法で、こういうものを使っていますよと届けますよね。廃止するときも設置者ですよ。調査に入るときは、土地の所有者はどのようにして知るのでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 廃止がされたら廃止届が出てまいりますので、廃止届が出てきたことをもって私どもから土地所有者に対して、調査の義務が発生しますよということをお知らせいたします。

【平田部会長】 その段階で初めて、ああ、えらいことだなという、そういう話ですか。

【事務局（片山環境保全課長）】　　そういうケースがあります。そういうことでございます。

【平田部会長】　　ほとんどそうでしょうか？　何か契約はやっていて、もちろん地代はいただいているんだろうけど、設置者が勝手にやって勝手に廃止して、突然その調査しろと言われる、こういう話だと思うんです。

【事務局（片山環境保全課長）】　　それはやはり、その時点から初めてということはやっぱり問題があると我々も思っていますので、後ほどご説明いたしますけれども、そういった施設の設置されている事業場に対する立入検査ですね、これは水濁法に基づく、あるいは条例に基づく立入検査ですけれども、その際には、これについては土地所有者の人に、こういうことをやっていますよ、廃止のときはこういうのが要りますよということはきちんと伝えてくださいねという指導はさせていただいておりますけれども、それにしても、完全というわけにはなかなかいかないというのが実態です。

【平田部会長】　　そうですね。ややこしいですよ。でも、大阪は5割って多いと思うんだけど。

【勝見委員】　　協力が得られないというのは、多分、いろんな事例といいますか、種類があるんですよ。どのあたりを重点的に対応しようとお考えなのかということも、大事なのかなと感じました。

【平田部会長】　　そうですね。

黒坂先生、どうですか、これ、法的に見たときに。難しいような気がするんですが、まあ、条例に書くということですので。

【黒坂委員】　　基本的には条例に書くぐらいしか……。言い方が難しいですけど。

【平田部会長】　　努力義務ですよ、これね。努めるという。

【黒坂委員】　　難しいと思います。

【平田部会長】　　ですよ。それ以上書けないですよ。

後ほどまた、こちらも勉強しなきゃいけませんので、現場がどうなっているかわかりませんので、後ほど説明いただくということで、(2)はこういう内容でということですね。

(3)が、区域指定に係る情報の把握ということですね。これについていかがでしょうか。特に飲用井戸の把握ということですよ。大阪は困っていないってここに書いてあるんですけど、でも、飲んでいるところありますよね。結構、高槻とか島本町とか、すごく重要な地下水源があると思うんですが。

【事務局（片山環境保全課長）】 飲用井戸は確かに実際ございますので、飲用井戸があるかないかという、要するにその情報そのものですね、そのことについて、今、全く白紙で、何か事態があったときに、一から調べないとその情報がなくてわからないということとは少なくともないということですね。

ただ、先生よくご存じのとおり、水道法に基づいて届け出るということであるとか、住民の方が心配だからこの水質の検査をしたいというようなことで、それでもってそういう井戸があるんだということを把握するということが、必ずしも十分でないケースというのがあります。

そういう意味でいいましたら、それだけで情報が足るということでは決してなくて、何か、実際、例えば地下水汚染があった場合には特にそうなんですけれども、影響範囲の中で飲用井戸があるかないかというのを個別に調べていくということで対応はしてございます。

【平田部会長】 特に汚染物質の到達範囲のことがありますので、形質変更時なのか要措置区域なのかと決めるのは井戸の位置になりますのでね。それがわからないというのが非常に大きな問題になるんですね。場所がわかっているということ、それだけでもすごい情報だと思うんですけれども、大阪はわかっているということなんですね。大体わかっているということですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 完全かと言われると。

【平田部会長】 いやいや、完全というのは多分難しいと思うんですが、大体わかっているということですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういう意味でいくと、市町村に水道法の事務というのが移管されていますね。そこで把握はほぼほぼ、されておるということですね。

【平田部会長】 大阪府の中で、勝手に水を、勝手にと言ったら失礼だけど、自分の土地に井戸を掘って飲んでいるという方はいらっしゃるんですよ、多分。

【事務局（片山環境保全課長）】 それに関しては可能性としてはあると思われましてね。ですので、わかっているといいましても、いつの時点でわかっている情報なのかというのは大事だと思いますので、別の課題として、定期的には情報の更新というのをうまく市町村と連携しながらやっていく手立てというのは実態の運用としては非常に重要なことだと考えています。

【平田部会長】 そうですね。

それと、今度、土対法もかなり変わりますので、民間企業等々から一番要望があったのは地下水の到達範囲なんですね。到達距離はもう少し重要度を持った形で決められないかということで。今もそうなんですけど、基本的には今も自治体が決めることになってますよね。でもそれはとても大変だからというので、環境省の目安を今使っているということなんです。あれは今度、皆さんのほうで計算をするということになるんですよ。計算をするというか、業者が持ってくるんですね。そういうことになりますので、井戸の位置というのがすごく重要になっていって、どこにあるかという場所ですよ。そういうところですので、ほんとうに井戸の位置がわからないと、飲用井戸の可能性があると井戸の位置がわからないととても判断に苦しむということになりますので、大阪府の場合、情報があるというのであればいいですよ。

それと、このあたりは飲んでますというようなこともわかっているんですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 我々が全て把握しているわけではないんですけども、市町村で把握がされて、ある点をとって影響範囲というのが仮に特定されたとして、その範囲にあるかないかというのは、それは速やかに情報としては得られるということでございます。

【平田部会長】 そういうことですね。大阪市は自信を持って、うちは全て形質変更時要届出区域だと、こうおっしゃる、飲んでないから。

【勝見委員】 そうですか。

【平田部会長】 それを堂々と言われるんだけど。大阪市はどうですかね。飲んでないからいいんだということですよ。

【勝見委員】 自治体によっては、飲用井戸がこの所定の範囲にあるかどうか探るのが大変なんだというおっしゃり方をすると多いですよ。

【平田部会長】 そうなんです。多いですよ。

【勝見委員】 今のご説明をお聞きしていると、95点取れているから、まあいいですよと、大体でそこそこ大丈夫ですよというニュアンスとして受け取ったんですけども、同じ95点でも、いや、5点足りないから、その5点を埋めるのにもものすごく苦労しているんですというおっしゃり方の自治体も……。

【事務局（片山環境保全課長）】 どう言ったらいいんでしょう。ここにもちょっと書かせていただいているんですけども、最近でも四條畷市で地下水汚染の事例がございました。その際にも、市で把握している情報では飲用井戸はなかったんですけども、改め

てほんとうにないのかどうか、これ、個別に全ての住戸に対して調査を行いました。した結果、ほんとうになかった、今のところなんですけど、ということがございますので、95なのか100なのかというところと難しいですが。

【勝見委員】 98とか99.9かもしれないですけど。

【事務局（片山環境保全課長）】 ちょっとそこはわからないんですけど、市町村が持っている情報というのをまずは信頼した上で、さらに、その土地の状況から見て可能性としては隠れたものがあるかもしれないというケースについては、しっかり個別に調べていくと。

【勝見委員】 そのあたりの、今最後におっしゃったことは行間を読まないで、ここには書いてないということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 ここで「必要に応じ」というふうに書かせていただいているのは、まさにそういうところでございます。

【勝見委員】 「特に支障は生じていない」と書いておられますけれども、それは大阪府さんが頑張って調べておられるから支障はないんだという、最終的にはそういうことですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。その都度そういう形で対応はするので、情報が全く得られないということはないということでございます。

【勝見委員】 役に立つ情報はちゃんとあると。でも、それで完璧だということではなくて、その後もちゃんとかう……。

【事務局（片山環境保全課長）】 足らずの分については、その都度その都度で対応するというところでございます。

【勝見委員】 ありがとうございます。よくわかりました。

【平田部会長】 そういう意味で、大阪府の場合は他に比べれば井戸のことをよく把握されていると、そういう理解でよろしいんですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。

【平田部会長】 先生方、いかがでしょうか。

3番目は、基本的に大阪府は特に飲用井戸等の調査についてはこれまでどおりと、という感じということですね。

それから、(4)の指定区域の解除の情報に関する規定というところで、これも悩ましいところなんですけど、これは事例が次のページの図2に解除台帳の例がありますが、これ

は既に調製されているんですね。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【事務局（足立総括主査）】 運用になりますが、調製して保管、あと閲覧もできるような状態に大阪府の場合はしています。こちらにありますように、29自治体のうち、15自治体がそういった運用をしております。

【平田部会長】 29のうち15ということは、14はどうなっているんですか。

【事務局（足立総括主査）】 14については、きっちり条例等が定まっていませんので、削除した後、残してはいるのですが、閲覧等はやっていないという状況です。

【平田部会長】 ただ、私が閲覧させてもらおうと思えば、どうすればよろしいんですか。現場に行って「見せてください」と言えば、見せていただけるものですか。

【事務局（足立総括主査）】 大阪府においては、窓口の横にそういったファイルを置かせていただいています。過去の削除した台帳を、何月何日にどういった措置で解除したかというものを残してファイリングしていますので、それを見ていただく形になります。

【平田部会長】 自由に見られるんですか。

【事務局（足立総括主査）】 窓口で、希望がございましたら、見ていただくという準備は整えております。

【平田部会長】 写しなんかもとれるんですか。

【事務局（足立総括主査）】 個人情報が入っているような情報については難しいですが、一般的な情報であれば、情報提供の範囲の中で提供することは可能かと思えます。

【平田部会長】 わかりました。

【木元委員】 前回の話で、区域指定に関してはホームページ上、インターネットで公開されているということでした。今回は措置済みに対してはインターネットで公開することはないで、先ほどおっしゃったように、出向いて台帳を見てという……。

【事務局（足立総括主査）】 そのあたり、どういった形が一番望ましいかというのは、まずは、解除台帳も区域指定の台帳と同じように必要な有効な情報ですので、まず閲覧から始めまして、前回の先生方のお話の中で、解除台帳、事業主さんは出していてもいいよという方と、ちょっとそれは拒まれる方もあるという事例も聞いていますので、今後、どういった形でさらに発信していくかというのは、少し検討が必要なのかと考えております。

【平田部会長】 区域指定がネットで見られるんですね、今。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【平田部会長】 誰が見たかということはわかるんですか。

【事務局（倉内副主査）】 わからないです。

【平田部会長】 わからないですよ。件数ぐらいはカウントしているんですか。

【事務局（中戸課長補佐）】 閲覧件数は調べることはできます。

【平田部会長】 できますよね。そのぐらいですよ。

【事務局（中戸課長補佐）】 はい。

【平田部会長】 わかりました。ちょっと悩ましいんですけど、情報開示の問題というのはね。でも、解除っていったって、何かさっと書くだけだけどね。皆さん、土地の問題はなかなかナイーブですよ。一般的な土地の所有者というのは調べることは簡単ですよ。ね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【平田部会長】 誰でも調べられますよね。

【事務局（足立総括主査）】 はい。

【事務局（倉内副主査）】 法務局に行かれば。

【平田部会長】 法務局に行けば自由ですよ。実は、僕はそこに乗っけてもらったかどうかということも以前言ったことがあるんですよ、法務局に。事もなげに断られましたけど。あそこで一括管理していただければ一番簡単なんですよ。でも、だめみたいです。非常に難しいみたいな感じで言われました。土地の問題は、日本の場合はやはり高価な財産ですので、難しい面がありますよね。

台帳は調製しているの、そのまま開示するという事なんですよ。

【事務局（足立総括主査）】 まず第一段階は、そこをしっかりとやっていきたいと考えています。

【平田部会長】 ということで、いかがでしょうか。法的には別に全然開示されることだとは思いますが。

【黒坂委員】 先ほど、個人情報というお話が少し出ていたかと思うんですけど、もともどどういった個人情報があって、どういうふうな対応を考えていらっしゃるんですか。

【事務局（足立総括主査）】 基本的には台帳に個人情報は記載はないので、今回の分については、そういった問題はないのかなと考えております。ただ、いずれ二段階目でもっと詳しく載せていこうという動きがあると聞いておりますので、そういった中でそ

ういったことは注意しながら伝えていかないといけないかなと考えております。

【黒坂委員】 わかりました。ありがとうございます。

【平田部会長】 では、この方向でということ。

では、最後の（５）ですけれども、管理票の措置ですよね。これは、電磁的といいますか、デジタル情報で保管をしていくということだと思いますが、いかがでしょうか。

民間は、皆、ファイルで持っているんでしょう。全部、ファイルといいますか、デジタルで持っていますよね。

【事務局（足立総括主査）】 おそらくそうですね。

【平田部会長】 紙で持っていますかね。

【事務局（足立総括主査）】 管理上、莫大な量になる場合もありますので、両方やっているところもあるんじゃないかなと思います。

【平田部会長】 当然、議論したときに、紙で残さなきゃいけないと書かれていると残さなきゃいけないので、という議論になったんですね。デジタルでもいいよと言えば、ほんとうにちょこっとしたメモリーでいいのでということだったような気がいたします。

いかがでしょうか。汚染土壌の搬出だけではなくて、いろんなものが今はデジタルで保管されていると思いますので。一番怖いのはデータが壊れることが一番怖いんですけど。バックアップ、とれているようでとれてないので。あたふたするというのもいろいろありましたので。

【勝見委員】 なくなってしまうというのは、なくなったことを気づかないまま何年も過ぎてしまったとか……。

【平田部会長】 そうそう。

【勝見委員】 難しいですね。

【平田部会長】 保管したパソコンがどこか行ってしまってるとかね。とんでもないことがよく起こってるんです。案外バックアップとってないんですね。いろいろ問題が起きますよね。

大阪府の情報ってどうなっているんですか、そういう点では。デジタル情報というのを、どこかでバックアップきちっとされているんですか。

【事務局（金城課長補佐）】 この庁舎の……。

【平田部会長】 いや、これだけじゃなくして。

【事務局（金城課長補佐）】 毎日定時、１日に１回、バックアップが自動的にとられ



ているんじゃないかと思います。

【平田部会長】 それは大阪府全体のシステムがそうなっているんですか。

【事務局（金城課長補佐）】 少なくともこの庁舎、咲洲の庁舎につきましてはそのようになっています。

【平田部会長】 ここはそうなっているんですか。

【事務局（金城課長補佐）】 はい。いろいろと庁舎が分かれているものですから、全体像はわかりませんが。

【平田部会長】 そのでかいコンピューター、どこかにあるんですね。それが壊れたらアウトだよな。

【勝見委員】 どこか別の離れた場所に置いていらっしゃるんじゃないですか。

【平田部会長】 ぜひバックアップはきちっととっていただいて……。

では、おおむねこれでということで、（１）から（５）までご意見いただいたんですが、全体を通していかがでしょうか。

まだ第一段階目の施行ですので、第二段階に入りますと、また第一段階のところに戻ってというようなことも、影響するところも出てくると思いますので、それは柔軟に対応していただくということだろうと思います。

こういう形でよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

続きまして、９ページからの「２．府域の状況から見た土壌汚染対策に関する課題」ということで、これも環境審議会に上げていく内容にもなっていると聞いておりますので、説明のほうをお願いいたします。

【事務局（足立総括主査）】 事務局の足立です。よろしく申し上げます。失礼して、座って説明させていただきます。

後半の部ということで、９ページでございます。２番としまして、府域の状況から見た土壌汚染対策に関する課題についてでございます。

冒頭で申し上げましたが、５つの事項についてこちらまとめていまして、１つ目は前回の続きでございます。残り４つは、今回新たに検討をスタートしたいと考えている事項でございます。

１つ目の（１）について、こちらは自主調査に関するものです。前回は少しご説明させていただきましたが、自主調査等の指針についてご説明します。

法では、法や条例に定める土地の汚染状況の把握の契機以外に、土地の取引や、将来的な土地の形質変更に向けて土地の所有者等が自主的に調査を行い、その結果をもとに区域指定を求める申請ができるという仕組みがございます。これにより、自主的な調査で明らかとなった土壌汚染についても情報が開示され、適切に対策を進めることができます。

大阪府では、条例に基づき、適切かつ客観性のある自主的な調査や、自主的な汚染の除去や汚染の拡散防止などの措置が実施されるよう、調査の方法や措置の方法、及びその各段階において、知事が指導または助言できる規定などをまとめた指針を定めてございます。指針の内容は、図3のとおりです。

左に自主調査の手続の流れ、右に自主措置の手続の流れを示させていただいております。

簡単にご説明させていただきますが、自主調査のほうは、自主調査を行う者が、土地の地歴調査の実施や調査の計画の作成、さらに調査の実施、実施した調査結果の取りまとめという流れとなっております。各段階で、知事が指導・助言をできる仕組みとなっております。

自主措置の方も、自主措置を行う者がその措置の種類を決定しまして、その計画の作成、実施、その結果を取りまとめるという流れとなっている中で、各段階で知事が指導・助言を行うことになっております。こういった仕組みでございます。

続きまして、10ページになります。

2) としまして、「自主調査等の実施状況」についてです。

第1回の部会でも報告させていただきましたが、平成27年度において、自主調査等の指針に基づき実施された自主調査は、52件ございました。そのうち、基準不適合の土壌が判明したものは26件と、全体の5割を占めておりました。

基準不適合が判明した26件のうち、区域指定の申請があつて指定されたものは8件、また、区域指定の申請はされませんでした。自主的な措置が実施された結果の報告があつたものが8件であり、基準不適合土壌の措置が把握できているものは、26件のうち計16件ございました。

なお、結果が報告されていないものには、自主措置を実施中で完了に至っていないものも含まれているという状況です。

自主調査の結果、基準不適合であることが報告されたものの中には、区域指定の申請や自主措置の報告がないため、当該土地における形質変更や措置の状況が明らかでないものがございます。

また、大阪府では、自主調査で判明した基準不適合土壌が存在する区画を含む3,000平米未満の土地の形質変更を行う際に、工事の方法や基準不適合土壌の搬出先について相談を受ける場合がございます。

指針においては、基準不適合土壌が判明した土地の形質変更を行う場合の工事の施工方法に関する規定は現時点ではありませんが、法や条例に基づく施工方法に関する基準に準じて、汚染の拡散防止を図って施工するよう指導している状況でございます。

以上、自主調査の現状を中心に報告させていただきました。

続きまして、(2)に移りまして、「土地所有者等による有害物質使用施設に関する情報の把握等について」でございます。

改正法では、有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定や、有害物質使用施設の廃止時に係る調査の猶予中や操業中の工場における一定規模以上の土地の形質変更時の届出に関する規定が設けられました。現在、省令の検討が進められているところです。

有害物質の使用施設を設置している工場においては、施設の廃止時に土地の所有者等に対して土壌汚染状況調査を行う義務が課せられていますことから、施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合は、施設が廃止される前の早い段階から、有害物質の使用や調査の義務について、土地の所有者等の理解が得られるようにすることが大変重要であります。

このため、先ほどもご報告させていただきましたが、府では、水質汚濁防止法等に基づく立入検査時に、施設の設置者に対して、有害物質の使用状況や廃止時の調査の義務について、あらかじめ土地の所有者等に対して伝えるよう指導しております。

しかしながら、施設の設置者や土地の所有者等が異なる土地においては、有害物質使用施設の廃止後に、有害物質使用施設の廃止があったことや調査の義務が生じることについて、知事が土地の所有者等に通知することになってはいますが、その通知によって初めて、土地の所有者等がそれらの事実を知るという事例がございます。

このような場合には、有害物質の使用に関する情報の不足や調査費用の負担等の面から、土地の所有者等による調査が進まず、報告等の手続が長引くなどの支障が生じることがございます。

法では、施設の設置者に対して、有害物質の使用や調査の義務について、土地の所有者等に事前に情報提供するよう義務づける規定は現在設けておりません。

条例では、土地の所有者等の責務について、所有する土地の有害物質による汚染の状況の把握や、造成等により土砂を搬入する場合は、その土砂の汚染の状況の把握等に努める

ものとするという規定を設けているところです。

しかし、土地の所有者等が、あらかじめ施設の設置者等から有害物質の使用に関する情報を収集する、あるいは、施設の設置者が土地の所有者等に対して情報提供するよう義務づける規定は、現在のところ設けておりません。

以上が（２）のテーマについての現状でございます。

続きまして、３番目の事項につきまして、ダイオキシン類による区域指定について、１２ページになりますが、ご説明させていただきます。

条例においては、法対象の２６物質に加えまして、ダイオキシン類を対象物質と定めております。これらの有害物質による土壤汚染の状況について、一定の契機を捉えて、土地の所有者等に調査の実施を義務づけている状況です。その調査の結果、土壤汚染が判明した土地は、人の健康へのリスクのあるなしに応じて区域指定がなされるという仕組みです。

区域指定までの手続の流れを図４の左側に示しております。これら条例に基づく土地の汚染状況の把握から区域指定までの手続は、法対象の２６物質とダイオキシン類も同じ流れでございます。

次に、自主調査についてですけれども、自主調査を実施し、その結果、基準不適合土壤が判明した場合には、図４の右に示すように、法対象の２６物質については、フローにもありますが、法に基づき区域指定の申請を行う、あるいは、その下になりますが、自主調査の実施に基づき、自主措置を講じることができるという仕組みです。

ダイオキシン類につきましては、このフローの右側の流れになりますが、自主調査の結果、基準不適合土壤が判明した場合、同様に指針に基づき自主措置を講じることができますが、条例においては、区域指定の申請を行うことができるものとする規定というものを設けてございませんので、法対象の２６物質とは扱いが異なっているというのが現状でございます。

４つ目としまして、１３ページになります。（４）汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針についてでございます。

指針の概要についてご説明します。

平成２１年４月の法改正により、汚染土壤の適正な処理の観点から、汚染土壤処理業の許可制度が創設されました。平成２１年１０月に他の改正事項に先行して施行されたという経緯があります。

法では、汚染土壤処理業の許可基準としましては、有害物質の飛散・地下浸透・悪臭を

防止する施設の構造とすることのほか、申請者が汚染土壌の処理に関する技術的な能力を有すること、また、申請者が経理的基礎を有することなどが定められております。

大阪府では、汚染土壌処理業の許可において関係住民の理解を得ることが重要であることから、許可の申請に先立ちまして、施設の設置に伴う生活環境への影響を調査させるとともに、環境配慮に関する計画を作成させて、それらを関係住民に説明し、意見を聞くこととする指針を定めております。

この指導指針に基づく手順のフローを図5に示しております。簡単にご説明させていただきます。

上からですが、許可の申請予定者が生活環境の影響調査を実施しまして、環境配慮計画を作成します。

環境配慮に関する計画について、計画の縦覧及び説明会の実施というものを事業者がします。

さらに、計画について関係住民の意見を聴取するという流れで、その結果を踏まえて知事との事前協議ということで、設置の計画ですとか公害防止の計画、環境配慮に関する計画について協議することになります。

事業者は、知事との協議結果を踏まえて、必要な措置を講じた上で許可申請に入るといふ、そういった指針の仕組みになっております。

次のページ、14ページをごらんください。

2) としまして、指導指針の運用状況について整理しております。

府域における汚染土壌処理施設の施設数は、表2に示すとおり、平成22年度に3件の許可を行って以降、平成29年9月1日現在では10件となっております。

処理施設の所在地は、大阪市、堺市、岸和田市ほか、計6市でございます。

最後に、平成21年4月の法改正において、汚染土壌処理業の許可制度がほかの改正事項に先行して施行されましたため、この指針は、自主調査の指針とは異なっておりまして、条例には規定せず、大阪府が府の所管区域に限って指導を行う指針として定めております。

このため、法を所管している29自治体では、汚染土壌処理業の許可に関する事前指導をそれぞれ独自に行っておりまして、府の指導指針に基づき府内統一的に指導を行っているものではございません。そういった状況でございます。

最後の(5)は、15ページでございます。第1回の部会でもご指摘がありました、自然由来による土壌汚染の府域の状況について整理いたしました。

改正法では、自然由来による汚染土壌に関するリスクに応じた規制の合理化の観点から、同一地質である自然由来特例区域間の土壌の移動を可能とする等の規定が設けられ、現在、省令の検討が進められているところです。

府域においては、自然由来特例区域の指定数が全国の約2割を占めるなど、自然由来による土壌汚染が多いという地域的な特性を有しております。

今回、府域の地質特性や自然由来特例区域の指定状況について、次のように整理しております。

1) としまして、府域の地質特性についてです。

関西圏地盤研究会が発行しております「新関西地盤」によりますと、自然地盤に含まれる重金属類である砒素、鉛、ふっ素及びほう素などの地層中での分布状況として、図6に示すとおり、大阪市内の沖積層の砒素、鉛、ふっ素、ほう素の溶出量等の深度方向の分布状況が示されております。これらの物質は、沖積中部粘土層において高い傾向がある。また、北摂山地、箕面市、高槻市、茨木市付近においては、砒素を含有する大阪層群や丹波層群の堆積岩の分布により地下水に砒素が検出されやすい、としております。

下のグラフについて、少しだけ説明させていただきます。

大阪市内の沖積層の砒素等の溶出量の深度方向の分布状況でございます。

縦軸が、重金属類が比較的多く含まれているとされている沖積粘土層の上限を、基準の0メートルとしまして、深度を調整して表示されております。横軸は各物質の濃度をあらわしております。特に、沖積粘土層では、黒丸になるんですけども、濃度の高いところで分布しているというのが示されております。

続きまして、16ページをごらんください。

国立研究開発法人の産業技術総合研究所では、河川の堆積物中の有害物質の濃度を調査し、地質の分布状況をまとめ公表しております。

図7-1に砒素、図7-2に鉛について分布状況を示しております。

砒素については、府域の中でも大阪北部地域には、黄色と薄い青色が高いエリアなんですけど、そういう分布を示しております。

鉛については、図7-2のとおりでございます。

17ページをごらんください。

2) としまして、こちらは自然由来特例区域の指定状況について整理しております。

法に基づく形質変更時要届出区域や条例に基づく要届出管理区域のうち、汚染状態がも

っぱら自然的要因により基準に適合しない区域については、自然由来特例区域に指定することとされています。

国のガイドラインでは、自然由来特例区域の判定について、次の観点から総合的に判断することとされています。

①汚染原因が人為由来ではないこと、②土壤汚染状況調査において、土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていること、③対象とする有害物質は、砒素、鉛、ふっ素、ほう素等8種類のいずれかであること、④溶出量が土壤溶出量基準のおおむね10倍を超えないことなどが挙げられております。

平成29年6月末現在の府域の区域指定の件数は、第1回部会でも報告させていただきましたが、表3に示すとおりでございます。

形質変更時要届出区域333件のうち、下にありますが、自然由来特例区域は30件ということで、全国の指定件数の20%程度を占めているという状況でございます。

最後のページをごらんください。

府域の自然由来特例区域の指定状況を図8に示しております。平成29年6月末現在で、大阪市域が28件、門真市域に2件の計30件の指定がございます。

現在指定されている有害物質の種類としましては、表4に示すとおり、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、セレンの5物質で、指定件数は、砒素が最も多く、続いてふっ素の順となっております。

年度ごとの自然由来特例区域の指定状況の推移について、表5に示しております。平成24年度に4件が指定されて以降、毎年度3～7件の指定が加わり、現在30件となっております。

以上でございます。

**【平田部会長】** ありがとうございます。これはこれから検討していく課題であると、そういう位置付けでよろしいですね。

また(1)から見ていきましょうか。自主調査の件ですよ。気になりますのは、自主調査を52件行って、それは相談があったわけですよ。26件の汚染が見つかって、区域指定の申請があったのは8件と。あと18件というのは、何もしなんでしょうか。自主調査だから、自分で申請しないと何にもならないんですよ。

**【事務局(片山環境保全課長)】** ここがちょっとわかりにくくて申しわけありません。先生今ご指摘いただきましたが、26件ありまして、8件が申請ありましたので、残りの

18件がどうなっているかということでございますが、そのうち、指針に基づいて自主措置をこうしましたよということを報告するという手続がございますが、それがなされたのが残り18件のうち8件ございますので、結局、何らかの区域指定がされている、あるいは自主措置の報告があったというのが8件プラス8件の16件ということでございます。差し引き残り10件が結果どうなっているかわからないということですが、この中には、現時点で自主措置をやっているというもの、まだ報告には至っていないというものも中にありますので、10件丸々わかってないというわけではないんですけれども、その下のポツにございますような、基準不適合の土壤があるということがわかっているんですけども、どういう措置が講じられたのか明らかでないものがあるということは、おそらく事実ということでございます。

【平田部会長】 基本的に、3,000平米以上ということでもいいんですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 3,000平米以上のものもございます。

【平田部会長】 以下もある？

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。以下もございます。

【平田部会長】 では、以下ということは、特定事業場の廃止を考えているとか、そういう話なんですかね。

【事務局（足立総括主査）】 中にはそういったものもあると思われまして。

【平田部会長】 全く関係ないものもありますか。

【事務局（足立総括主査）】 土地の取引等で調査が必要になったというような場合もあると思われまして。

【事務局（片山環境保全課長）】 すみません、お手元になくて恐縮ですが、前回、1回目の部会資料で、この自主調査のことについてご説明しておりますけれども、実は、面積が必ずしもわかっているというわけではないんですけれども、わかっているものが26件ございまして、そのうち3,000平米以上のものが19件ということで7割ありますので、わかっているものの中からは、やはり3,000以上というのは多いということだと思います。

ですので、形質変更の届出をする前に、先に調べたいというのがやはり多いのかなという状況です。

【平田部会長】 多いんですね。多分、区域指定の申請があったのも3,000平米を超えているのが多いんでしょうね。必ずやらなきゃいけないからということですかね。



【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。すいません、ちょっとそのあたりは、わかりません。

【平田部会長】 細かいところはまだ……。いや、いいです。

【事務局（片山環境保全課長）】 おそらくそういうことかと思います。また、そのあたり確認もさせていただきます。

【平田部会長】 わかりました。その辺がすごい悩ましいんですよ。自主調査は自主調査で14条で申請してくださいと言っているんだけど、手続はわりと簡単ですよ、向こうのほうが。だからいいんだけど。というのは、自治体の方は命令を出さなくてもいいからと、そういうことなんじゃないかなと僕はそう思っているんだけど、なかなかこういう事例があるというのはやっかいですよね。全部が全部、区域指定を申請してこないんですよ。3,000平米以下であればよくわからないんですよ。事業所廃止時であればわかりますけど、そうでなければ把握できないということが多々ありますよね。でも、ちゃんと対策はしているんでしょうね。報告をする義務ないですよ。

【事務局（足立総括主査）】 報告する義務はないですが、指針を設けていますので、ぜひ指針の中でそういった措置ですとか、今回、指針では対象になってない工事等の形質変更についても、やはり基準不適合土壌をいじる可能性もありますので、ぜひそういったものについても指針の中で助言していきながら、適切に対策していただきたいと考えているところです。

【平田部会長】 そのときに、やっぱりメリットですよ。インセンティブが必要かなと思うんだけど、どうなんですかね。条例とか国の法律に定められた方法でちゃんと調査されてますよ、ということぐらいなんですかね。

【事務局（足立総括主査）】 やはり、違う方法でやってしまうと、後でその調査結果が使えないという場合もございますので、それはすごく手戻り、費用負担にもなりますので、そういったところをメリットに考えて、するならしっかりしたものをやっていただいて、特に土地の取引に関係するものであれば、そういったところ慎重にという方々もいますので、適切な方法として、ぜひこの指針に基づいてやっていただきたいと思います。

【平田部会長】 いかがですか。この辺あたり、大事なところではあるんだけど。府のほうももう少しデータをきちっと、52件はどういう調査でやって、どういう目的でやったのか、26件は可能性が見つかっていますけど、どういうふうに対策をしているのか、そのときの面積とか、重要な情報だと思いますので、ぜひそういうところは整理していた

だいて……。

【事務局（片山環境保全課長）】 きょうは、すいません。前回のものから少し前進しただけでとどまっているんですけども、今、先生ご指摘の点も含めて整理させていただきます。

【平田部会長】 それは行政が進めていく上で非常に大事なことですよね。こういう使い方をしてこういうことがありまして、土地の所有者にとってはメリットがありましたよということを示してあげられれば、もっと進みますよね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。その面、確かにあろうかと思いたすので、次回には整理させていただきます。

【平田部会長】 そうですね。ぜひ、私たちも知りたいなと思いたすのでね。現場のことがよくわからない、たくさんありますので。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、承知しました。

【平田部会長】 先生方、何かご質問なりご要望ございますか。よろしいでしょうか。

では、11ページの（2）の、先ほどからちょっと話題になりました土地の所有者と設置者が違っている場合の問題点ですね。これについて、いかがでしょうか。

少しまたこれから複雑になるんですよ。例えば、廃止時だけけれども、猶予されているところがありますよね。将来使う可能性があるんだとか、同じような使い方をするんだとか、そういう意味で猶予されているところとか、操業中の土地ですよ。そこの調査、面積要件、それも検討しているんですよ。あれもややこしいんですよ、いろいろあって。面積要件があるし、さらに土地の所有者と違っていた場合、もっと複雑になりますよね。このあたりが、現場と法律のずれといいますか、その辺のところは少々面倒くさいかなという気はしますよね。

土地の所有者は、猶予されているとか、そういったことの情報も持っているんですか。知らないですよ。

【事務局（倉内副主査）】 一度廃止した際には、調査の猶予、ただし書き確認の申請という手続があり、それは土地の所有者にやっいただきます。

【平田部会長】 それは土地の所有者は知っているわけですね。

【事務局（倉内副主査）】 はい。わかっております。

【平田部会長】 そのときに、もし土をさわるとなったらどうなるんですか。例えば土地の所有者が猶予の申請をしますよね。何かさわると、形質変更をするとなるときは、

設置者がやるんですか。それとも土地の所有者がやるんですか。

【事務局（倉内副主査）】 基本的に、設置者のほうが何か事業拡大なり切りかえとかされる場合には、土地の所有者は。

【平田部会長】 関係ないですよ。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【平田部会長】 だからその辺がすごくややこしいかなと思っていて、土地の所有者が知らない間に設置者が形質変更をやっているということですよ。そのときの形質変更は猶予されているから、今は無法地帯になっていますよね。なってませんか？

【事務局（中戸課長補佐）】 3,000平米を超えていなかったら、そうですね。

【平田部会長】 ですよ。3,000平米を超えてなかったら。そこなんですよ。それを四角四面でいけば、猶予されているんだから当然100平米に1カ所の調査をしると。本来はそうあるべきなんだけど、僕は多分そうならないような気がしていて、だから土地の所有者が知らない間に設置者が土壌をさわってしまうと。今はさわれるんですね。3,000平米以下であれば、行政が全く知らない間に形質変更されていると。あるわけですね。

【事務局（倉内副主査）】 そうですね。

【平田部会長】 だからその辺のところが、どうなんですかね。ちょっと嫌みなことを言えば、猶予されている間に変なものは全部出してしまえという、そういう話もできないことはないんですよ。そういうようなこともございますので、非常に悩ましい話です。

おまけに、土地の所有者と設置者は違っているとすると、誰が管理しているのということになりますよね。それはだから、ならないようにとというか、きちっと面積要件は定めましょうとなるはずなんですけど、どうなるかよくわからないですね。そのときは、大阪府は全くわからないんですよ。自治体はわからないんですよ。3,000平米以下であれば全く自由ですから。

【事務局（足立総括主査）】 ただ、そういった猶予を受けている事業者さんにはしっかりご説明していますので、土地をいじるような場合は、相談に来られるところがあります。そういった事業者さんに対しては、小さい規模でも法に準じた形でできないかということで、そういった協議を進めている現状はございます。

【事務局（倉内副主査）】 形質変更までの内容ではないんですけれども、運用の中で、調査の猶予中の事業者さんに対しては、年1回、引き続き事業所として稼働しているとい

う報告を運用の中で提出していただいています。ただ、書面と現状事業所があるという写真とともに送っていただいているだけなので、中身としてここを工事して変わりましたというところまでは記載はないので、把握の手段としてはそこまでではありませんが、一応そういった運用もしております。

【平田部会長】 今回、どうするんですか、大阪府は。国のほうで面積要件が出てきますよね。だから、それはそれでいいとは思いますが、運用上はどうされるんですかね。

【事務局（足立総括主査）】 その点は、条例も関係しますので、同じように、そういった工場でどんな面積の規模の形質変更が行われているかというところを、今、区域指定しているところについては形質変更を行うときに届出をいただいていますので、例えば、そういった届出のデータを使って地域の状況を把握しながら、国の検討状況も踏まえて整理していきたいとは考えております。

【平田部会長】 あとは設置者と土地の所有者の間の情報の共有ですよね。これは多分、国の法律じゃなくて、条例とかそういったところでかなり細かくやらないとわからないですよね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういう意味で申し上げますと、この11ページの最後のポツのところで、条例でそもそも土地の所有者の責務というものの規定はしておるわけですが、今議論をしていただいていることとは違うことなので、施設の状況の把握に関する何らかの義務づけを規定するということは、これは考えられるかなと思っておるんですけれども、何をどういうふうにしていくかについては、先生に今ご指摘いただいていますような、まさに第二段階目の省令の検討状況ともかかわることですので、引き続きご検討をいただいて、あわせて何らかの措置というのをできる方向で結論づけていただけたらと考えております。

【平田部会長】 黒坂先生、いかがでしょうか。法律でどこまで縛れるのかという話だと思んですけど。いかがでしょうか。お願いするしかないんですよね。

【事務局（片山環境保全課長）】 現状では、まさにそういうことでございます。

【平田部会長】 これ、条例なんかで義務づけるというのは簡単にできることなんですか、法律上。

【黒坂委員】 どこまでどういった形の義務づけを……。

【平田部会長】 必ずしなさいとかそういうようなことは、必ずなんて言えないんですよね。

【事務局（倉内副主査）】 別の条例にはなるんですが、循環型社会形成推進条例の中において土地の所有者等の説明義務というのを設けておきまして、それにおいては、産業廃棄物の処理のために事業者がそこを使用する場合には、その土地の所有者に対してその旨を説明しなければならないという規定を設けています。

【平田部会長】 できないことはないわけですね。

【事務局（倉内副主査）】 はい。

【事務局（中西環境管理室長）】 循環条例については、そういう努力義務を設けた上で、一定、土地の所有者の自分の土地に対する管理の関係を含めて、例えば、不適正なことが行われた場合に必要な措置を講じるとか、そういうとこまでちょっと踏み込んでいるんですね。そこについては、条例をつくる时候にも法学上可能かなというような議論は多少やっぱりあったところではあります。ストレートに同じようにいけるかというのはちょっとわからないかもしれません。

【平田部会長】 特に土地の所有者の義務ですよ。単に貸して地代をいただくというだけではなくて、義務がありますよという、そこを……。

【事務局（中西環境管理室長）】 特に、廃棄物の場合には廃棄物処理法自体が行為者に全て責任がかかってきて、土地所有者というのは責任外なので。よくあったのは、そのときに想定していたのは、恒常的な処理施設じゃなくて、いわゆる野積み逃げされるようなタイプ、資材置場と称して借りて自分のごみをそこにワッと置いてという状態なので、そのままの状態ではちょっと近所にも危ないよというような状態のときに、やっぱりそれは土地所有者にも一定の責任をとってもらいましょうということで、実は大阪府が初めてこの分野の土地所有者の義務をつけたので、法律論的にも若干のいろんなことはあったと聞いています。

【平田部会長】 そうですよ。僕もそう思います。

【事務局（中西環境管理室長）】 そういうのもありますので、そういうのも少しイメージしつつ、何らかのそういうコミュニケーションを促すようなやり方がとれないかなという意味で、今、上げさせていただいていると。

【平田部会長】 それと、大阪府も裁判事例なんか集められていますよね。今、結構ありますよね。汚染原因者と土地所有者との間の誰が責任とるのという話、結構、今やっていますよね。事例があると思うんですけど。

【事務局（足立総括主査）】 はい。最近増えてきていると聞いていますが、まだ整理

できておりません。

【平田部会長】 増えてきているでしょう。それも時間があれば整理していただいたほうがいいかもしれないですね。当然といえば当然の話なんだけど。検討課題として、そういうところも調べていただいて、先に情報提供いただくと。

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【黒坂委員】 日本の法律の場合、多分、土地所有者にかなり責任を負わせるような形式に諸外国に比べてなっていますよね。土砂条例の委員をさせていただいたときにも、土地所有者に一定の責務をかけたんですね。そのときの議論も出ていたんですけども、どこまでという、日本の場合は土地所有者にかなり重い負担をもともと課しているのです、むしろ、把握をしてください、もちろん努力義務ならあれなんですけれど、どこまで入れるかというのがちょっと難しいなと現状思っています。

【平田部会長】 少し調べていただいて、リフォームいただけますかね。行政としては一番簡単なんですよね、土地の所有者を相手に話しするほうが。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。

【平田部会長】 設置者の場合は、いなくなってしまうとか、潰れてしまうとか、結構あるんですよね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。もちろん黒坂先生がおっしゃったように、土砂条例のときの立法事実のことも、それから、この土壌汚染の状況はどうなんだということ、いろいろと微妙なところもあるかと思しますので、ちょっとそのあたりの整理もさせていただきます。

【平田部会長】 ちょっと整理していただけますかね。そしたらわかりやすくなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、ダイオキシンの区域指定ということですね。

調査は命令をかけることができても、これでの区域指定というのはどうなんですかね。府としては厳しいという話ですよ。

【勝見委員】 前回、ご説明いただいたと思うんですけど、要措置管理区域、要届出管理区域、どういう場合に出てくるんですしたっけ。条例に基づいてということですよ。そういうものがあるんですか。

【事務局（足立総括主査）】 1つは、条例の規定する施設、有害物質を使用している施設を廃止したときに調査の義務がかかりますので、条例の施設の廃止をしたとして調査

をして、その結果、超過したような場合は条例の区域指定をするという仕組みでございます。

それと、ダイオキシンにつきましては、3,000平米の土地の形質変更時に条例に基づく土地の利用履歴報告を出していただくこととなりますが、そのときに、ダイオキシンの発生するような焼却炉とかが設置されていたら、その時点で汚染のおそれがあるということで調査が必要になり、調査の義務がかかりますので、その流れの中で区域指定されたものについては条例に基づく区域指定ということで指定されることとなります。

【平田部会長】 ダイオキシンも区域指定しているんですね。

【事務局（足立総括主査）】 はい、しております。

【勝見委員】 自主調査を受けて、ダイオキシン類があった場合に府の条例に基づいた区域指定を行うということは、不可能ではないわけですね、そういう立てつけにすれば。図14の左の図は、指定区域は要措置管理区域と要届出管理区域だから、左半分の図面は府の条例を説明した図で、右半分の図面は法の手続の図面だということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 右半分に関しましては、法律も条例も適用されない場合の自主調査が実施された場合ということでございます。

【勝見委員】 26物質については法に基づいて区域指定の申請をするということになっているので、法に関することが書かれている……。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。法のほうです。

【勝見委員】 条例に関することは書かれていないということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。条例には区域指定の申請という手続は現在設けておりませんので、もっぱら、区域指定をすとなれば、法の区域指定の申請をするということになります。

【平田部会長】 14条のことを言っているんですね、今。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうです。14条の申請のことです。

【平田部会長】 条例にはないからという……。

【事務局（片山環境保全課長）】 条例にはありません。

【平田部会長】 だから法で区域指定をするということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういうことです。

【平田部会長】 だから、法の区域指定の名前もあるし、条例の区域指定の名前もあるから、非常に複雑になっているように見えるんですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。そういう意味では2種類しかないんですけれども、ちょっと別々に分けてしまっています。

【平田部会長】 そうそうそう。要措置区域か形質変更時か2つしかないんだけど、大阪府の場合は……。

【事務局（片山環境保全課長）】 ちょっとわかりにくくて申しわけございません。

【平田部会長】 複雑になっているんですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。26物質の場合は、いわば途中から法のほうに14条申請でもって移行して区域指定されていくという道があるわけでけれども、ダイオキシンは法対象ではありませんので、やるとすれば条例でやるということになるんですが、条例には法に規定されているような区域指定の申請という道がありませんので、専ら自主措置ということになります。

【平田部会長】 そういうことですね。だから私が申し上げたのは、自主調査の中のダイオキシンの場合は区域指定はできないと、そういう意味ですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういうことです。

【平田部会長】 だから、右半分については国の法律しかないんだけど、国の法律の中に26物質以外の物質は含まれていない。ダイオキシンは含まれていないから区域指定はできないと、そういう意味ですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういう意味でございます。

【平田部会長】 どうするんですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 方向性としては、いろいろとこれからちょっとご議論いただいた上で、条例においても法と同様の区域指定の申請という道を設けるという方向は1つ考えられるのかなと思っております、そうする必要性なりというあたりについては、左側でいく本来の条例の手續にのっとった指定状況と、それから、自主措置で今どいう状況にあるかということももう少し次回にお示ししながら、ご検討をさらにいただけないかと思っております。

【平田部会長】 僕も14条をきちっとできるようにしておいてあげたほうが、府のほうもより把握できると思うんですけどね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。自主措置は、指針に基づく自主措置はあるんですけれども、法なり条例なりにきちんと位置づけられた区域指定がされていくというわけではありませんので、その流れができることによって、何か実際に汚染が判明



したときに、すぐに対策も講じていけるということになるのかなと考えています。

【勝見委員】 逆に、なぜなかったんですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 前回の議論のときに、もともと法対象、その当時、25物質だったと思うんですけれども、それについては土対法でこういう法改正がされて、条例は条例で並行的な関係でもって対応していこうということだったんですけど、大阪府域特有の事情ということもありまして、ダイオキシンについても追加して同様の扱いをしていくべきではないかということで追加されています。その際に、ダイオキシンの特別措置法のほうで一定の手当てがされたルートというのがあるので、条例の中で全てが全てダイオキシンも同じような手続を踏んでやるというのはちょっとどうなんだろうかというご議論がございまして、少し別扱いということになっている部分というのがございます。

ただ、施行して数年たっておりますので、実際、区域指定の事例もありますし、それから、自主措置の指針に基づいた対応という事例もありますので、今回、改めてそのあたりを含めてご議論いただけないかなと、そういうことでございます。

【平田部会長】 こういった場合は、民間の方の土地の所有者の意見を聞くとか、そういう場は設けるんですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 実際に、今、どういう措置の対応になっているかということについて、もし部会として必要があるというご判断をいただきましたら、ヒアリングに出席してもらうということは可能だと思っています。

【平田部会長】 わかりました。また、それも先生方と一緒に考えて……。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、承知しました。

【平田部会長】 あまり複雑なことをする必要はないと思うんですけど。一方的にぱっとつくって、パブリックコメントをやっているからいいんだよという、それでもいいんだけど、ちょっと面倒くさい手続が入りますけど。

【事務局（片山環境保全課長）】 ダイオキシンについては、特に今事例があって限定的ではありますがけれども、そういう手続があればなという声も聞いたりしていますので、そういったことでやっていただけるのかなというふうに思います。

【平田部会長】 実際に現場の方がやりやすいようにしてあげたほうがいいと思うんですね。法的にきちっとした手続を踏んでちゃんとやっていますよということになるのであれば、そのほうがいいですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 承知しました。

【平田部会長】 いかがでしょうか。

【黒坂委員】 先生のおっしゃるとおりで、さっきから、自主調査のメリットというか、そういう話も出ていたんですけど、ある程度条例の俎上に乗せてあげたほうがいいのかなと思いますか、動きやすくて、後から何かまた言われてというようなことがないように、きちんと一定程度自主調査を尊重するような形の条例のあり方というのを模索すべきかなと思います。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。

その辺のところ、いろんな事例もあると思いますし、取りまとめいただいてと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、4番目が、指導指針ですね。

これ、今、現に他のところでもあるわけですね、こういうものは。指導指針というのは。

【事務局（足立総括主査）】 府内の市でもつくっておられて、それをもって運用されているところはあります。

【平田部会長】 これもきちっと手続上明確にしておいてあげたほうが、大阪府の場合はいいとしても、いろんな市町村たくさんありますので、わかりやすく……。

【事務局（片山環境保全課長）】 ここで上げさせていただいているのは、要するに条例に根拠を持つ指針ではございませんので、自主調査の指針のように、条例に知事はこういう指針を定めるものとするという規定を置いて、条例に根拠を持つような形にしてはどうかと、そういう問題意識でございます。

【平田部会長】 そうですね。そうしたほうが大阪府の全域にある一定レベルの管理ができるということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。今、現に許可している市もほかに幾つかあるんですが、必ずしも全てが全てこういう指導指針を持っているわけではありませんし、中身の細かいところは少し違っていたりしますので、そのあたりを統一して、わかりやすく、大阪府域全体でやっていくという観点も必要なのかなと考えています。

【平田部会長】 難しいことだと思いますけれども、都道府県によっても違うんですね。ほんとにばらばらばらばらして、言われることも違っている。申請するほうは同じ事業者なんだけど、市域によって指摘されることが違っていると、そういう話、それは大阪府の中ではそんなことも統一的に扱いましょうという話ですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。そういうことでございます。

【平田部会長】 そうしてあげたほうが、なかなか苦手なところもあると思うんですね、わからないからというところもありますので、きちっとしたこういうマニュアル的なものがあれば、それにのっとってやるということで。ということだと思いますけども、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

最後の、(5) 府域における自然由来による土壌汚染の状況というところで、これは、別の面で今、勝見先生が座長で検討されているところでございますので、大阪の場合、M a 1 3 ですかね、海成粘土、海の底でできた粘土ですよ。海成粘土で、特に砒素とかそういうものが高いということですね。

自然由来特例区域の指定状況の図を見ますと、ほとんど大阪市なんですね、指定しているのは。

【事務局（足立総括主査）】 はい、そうです。

【平田部会長】 それ以外はないんですか。

【事務局（足立総括主査）】 門真市に2件ございます。

【平田部会長】 これ、門真市ですよ。吹田とかあの辺はないんですか、高槻とか。

【事務局（足立総括主査）】 今のところ、指定はないです。

【平田部会長】 ああそうですか。

いかがでしょうか。

【勝見委員】 自然由来による土壌汚染が多いという地域的な特性と書かれていますけど、今、平田先生のご指摘のとおり、土壌汚染が多いというよりも、指定が多いということですよ。積極的に区域指定をされている……。

【平田部会長】 のか活用しているのか、よくわかりませんが。

【勝見委員】 これって、点々じゃなくて、面的にデータをちゃんと整理しようとしているのはいいことですよ。今、平田先生からお話いただきましたけど、自然由来の活用をするという検討のほうでも、やはり地質の特性情報というのは大事だということを前提に制度をつくらうというぐあいにはしていますので、こういう情報はぜひ大事にしておいていただきたいなと思います。特に、大阪がこういうぐあいにやっておられるから、私も検討会のほうではそれを意識してできるかなというのもありますので。

あとは、自然由来による土壌汚染という言葉ですけど、自然由来は土壌汚染じゃないとおっしゃる方もいらっしゃるんで、今後活用ができるということも考えると、汚染という言葉方を少しお考えいただいいておいたほうが、そういう準備をしておいていただいたほう

がいいかもしれません。基準超過とか、何か別の言い方をしておいていただいたほうが対社会的にマイルドかなと。形式的な話ではありますけれど。

【平田部会長】 これ、ほとんど大阪市なんだけど、これはどういう状況で指定をされたんですか。わかっていますか？

【事務局（足立総括主査）】 多くは形質変更の前に自主で調査を行いまして、そのとき、隣接するような場所の開発行為等になるんですけども、申請前に自主調査で自然由来の調査を実施した中で、同じような地層分布と基準超過の土壌が広く分布しているという結果から、先ほどの14条申請という区域指定をされて、自然由来特例区域に指定するという場合が多いと大阪市から聞いております。

【平田部会長】 それと、東京湾もそうだし大阪湾もそうなんだけど、高潮対策ですごくかさ上げしてますよね。以前、何かで調べたんですよ。昭和25年って僕の生まれた年で、皆さんはずっと後なんだけど、僕は25年生まれ。ジェーン台風なんですよ。それから、昭和36年が第二室戸台風ですかね。あの2つの台風で大阪湾は壊滅的に沿岸が高潮でいかれちゃったので、そのために、高潮対策で3メートルぐらいかさ上げしているんですよ。そのときにかさ上げたときの材料が浚渫土砂だと思います。

浚渫は今もやっていると思うんですけど、1つは航路を維持するという、海の航路ですね、そのために浚渫が必要であるということと、それから、そのときに出る土砂でもって埋め立てをとということもあったと思うんですけども、いいことづくめでやったんですね。結果として、海底土砂というのは、底質というのは砒素を特にたくさん含んでいるということがありますので。それは東京湾もそうです、大阪湾もそうですし、日本の湾岸は皆そうなんですけども、何も日本だけじゃなくて、世界中そうだと思うんですが、どうしても砒素濃度が高いということで、そういう意味では大事なんですよ。非常に重要。こういうもんだよということを知っておく。今、勝見先生が言われているのは、汚染というか、基準値を超えていますよという、そういうものが広がっていますよということですね。そのことを知っていただくことが大事だということだと思います。

そういう意味で、益田先生にもその辺のところに入っていただいていると思うんですけども、またご意見をいろいろ伺って。以前から、高槻とかあの辺、ずっと大阪市大の先生方が調べられていますよね。以前からほんとうにペーパーもたくさん出されているんですけども、ああいう情報も大事かなという感じがいたします。なかなかこれ理解が難しいんですね。

どうですか。黒坂先生が法律でぱっと見たときに、環境基準を超えているんだからという話になってしまうと思うんですが、周りにたくさんある……。

【黒坂委員】 非常に問題意識を今持っていらっしゃる法律の先生も増えてきていて、裁判なんか少しあるというふうにも聞いていますので、少し私は技術的にはわからないんですけども、どのように考えたらいいかまた教えていただきながら、ただ、ガイドラインなんか自然由来に関しては少し変わっていますよね。ですので、変えていかないと、法的に割り切れるものというわけでもなさそうですので、そういった特例に関しては一定配慮する必要があるのかなと個人的には思っています。

【平田部会長】 そういう意味で、そういうことは東京と大阪がやらなくてどこがやるのということでしょう。東京は東京オリンピックがありますので、多分、結構今動いているはずなんです。大阪はどうするの？ 別に大阪はオリンピックじゃないんだけど、そういうものに関係なくデータも整っているんですね。大阪は関西地盤の研究会とか学会的なものが結構ありますので、その他のたくさんのデータが集まっているところだと思います。そういう意味で貴重なデータがたくさんあると思います。大阪府としてどう扱うのかということは、とても大事な話ですね。

今、大阪市しかほとんど、門真はあるけれども、ものすごくたくさんあるように見えますけど、面積ではちょっとだよ。いっぱいあるように見えますけど、ちょこちょこちょこつとあるという、そういう図ですよ。そういう意味で、自然由来といいますか、一般の自然状態にある土壤に含まれている重金属類という話だと思うんですが、その辺のところも情報を集めながらということだと思いますね。こういうものだとすることを府民、市民に理解をしていただくということが大事なんだと思うんですね。毎日毎日、自分たちが踏んでいる土そのものに入っているんだよという理解ですよ。そういうところも大事な事だと思っておりますけれども。

【平田部会長】 勝見先生も今、自然由来の土壤の活用というところで、きのうもそれでやっていたんですけども、なかなか難しい問題が結構あるんですね。私が地下水のほうで、あんまり合わないんだけど。合わないというのは、対象がかなり違っているので難しい面があるんですけど、ただ、活用していくということですね。その中で自然由来をどう扱うのかということがあると思います。

黒坂先生も、法律上またご要望等あればここで言っていたいただいてデータも提出をいただく。それがいいのかな。やはり法律が動かないと環境というのは動かないので、とても

大事なんですよ。そういう意味で、ぜひご意見いただいて、大阪でできることは大阪できちっとやるということですね。そういう意識で行政も動いていただければと思っております。

この9ページからのことにつきましては、また今後も議論を続けていくということでもよろしいのでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。それでお願いしたいと思います。

【黒坂委員】 1点だけ。11ページのところの土地所有者の情報の把握、次回お話があるのかなと思うんですけども、現状は先ほど出てきていたように、土地の所有者に対する何らかの責務・義務、あるいは施設の設置者に対する責務あるいは義務ということが少しお話に出ておりましたけれども、何らかの、取り組みうか何かわからないんですけども、あるいは通常の義務づけの規定にするのかどうかは別としても、やはりあらかじめ初めに何らかの情報を土地所有者が得られるということも大事なのかなと思いますので、むしろ施設の設置者からの情報提供義務というような形で、努力義務等で何らかの規定はやはり必要なのかなと。また検討のほうよろしく申し上げます。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい。今の黒坂先生のご指摘も踏まえながら、ほかの条例での規定の仕方ですね。事象によって違うので、一概に全て横並びというわけではないと思うんですけど、そういうものも整理をしながら、またさらにご議論いただけたらと思います。

【黒坂委員】 お願いします。

【平田部会長】 特に今回はかなり法律が動きますので、僕も全体がよくわからないところがあるんですが、できるだけ私も情報提供いたしますけれども、現場のほうからいただかないと難しいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【黒坂委員】 そうなんです。先ほど申し上げたんですけど、土地の所有者が、この4つ目のポツに書いてあるんですけど、異なる土地において、最後、通知して初めてそれらの事実を知ることがある。しかも所有者は日本は免責規定もないので、アメリカだとAAI規則があるのであるんですが、そういった免責規定もないので、通知されて急というのもむしろあれなので、情報提供を早目にするということはやっぱり大事なのかなと思ひます。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。

では、9ページ以降は今後も検討を続けていくということと、環境審議会にも一部は報

告はあるということですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 この後、スケジュールの案でまたご検討いただきますけども、1のほうについては来年4月1日の施行を目指すということで、部会報告とご答申をいただけたらと思うんですけど、部会報告をいただく中には、できれば今のご議論の進捗状況も盛り込んでいただく形でいかがかたと考えております。

【平田部会長】 では、「その他」として、今後のスケジュールを説明いただけますか。

【事務局（中戸課長補佐）】 それでは、資料2のほうをごらんいただけますでしょうか。

本日、条例に基づく土壌汚染対策のあり方検討ということで、第2回目を開催してご審議いただきました。本日ご審議いただきました内容のうち、1の「改正法との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方について」は、本日、事務局案の方向でご了承をいただきましたので、その方向で取りまとめさせていただきますして、同案について10月にパブリックコメント、これは条例改正につながるものでございますので、パブリックコメントを実施したいと思っております。

それで、11月ごろに第3回部会を開催いたしまして、10月に行いましたパブリックコメントの意見に対する部会の考え方についてご審議いただきまして、部会の中間報告（案）の検討の取りまとめを行いたいと思っております。先ほどお話もございましたけれども、部会中間報告には、この規定整備のあり方以外にも、本日ご議論いただきましたような今後検討すべき課題と今の検討状況等についても、この中間報告（案）の中には入れていきたいと考えておるところでございます。

12月に第2回大阪府環境審議会が開催されますので、そここのところで部会の中間報告案を報告いたしまして、審議会から第1次答申という形でいただきたいと考えております。

第4回以降につきましては、国の審議会の審議の状況も見ながら部会の開催をしまして、最終報告の取りまとめをいたしまして、来年度の大阪府の環境審議会で最終報告をして、審議会から答申をいただくという形にさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

【平田部会長】 11月にパブリックコメントの結果を受けて第3回をやるということですね。

【事務局（中戸課長補佐）】 はい。よろしく願いいたします。

【司会（松本総括主査）】 長時間のご審議、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第2回の部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——